

別紙6 生産体制・技術確立支援

第1 事業の実施方針

農業就業者の高齢化・減少が進行する中、産業としての農業の維持及び食料の安定的な供給の確保に資する「強み」のある産地形成に向けた生産性向上や高付加価値化を図るため、実需者を始めとした関係者間の連携、品種・技術等の特性・有用性の分析評価等の取組を支援する。

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

事業の取組内容は次のとおりとし、原則として以下の（１）から（３）までの全ての取組を行うものとする。ただし、既に（１）に相当する取組を行っている事業実施主体は、（１）に取り組んだものとみなすことができるものとする。

（１）新品種・新技術等の特性把握

本要綱別表１の６の事業内容の欄のアに掲げる取組は以下のアからエまでのとおりとし、ア及びエの取組は必須とする。

なお、事業で対象とする品種・技術の特性把握や分析評価の状況、生産者と実需者を始めとする関係者との調整の状況等を踏まえ、必要に応じて（２）に掲げる取組を追加して取り組むことができるものとする。

また、取組の具体的かつ詳細な実施方法・内容等を定めるための検討会等については適宜開催するものとする。

ア 品種・技術の特性把握

品種・技術の特性把握に必要な現地栽培試験、技術の実証・改良、導入効果・分析等を実施するものとする。

イ 栽培・技術マニュアルの作成

現地栽培試験や技術実証・改良等を行った品種・技術に関する栽培・技術マニュアルなど、品種・技術の普及を図るために必要な資料を作成するものとする。

ウ 産地・実需者の意向・ニーズ等調査

品種・技術について、産地導入に向けた生産者の意向や営農上の評価等の把握、実需者の取扱いの意向や具体的なニーズ等を把握するために必要な活動に取り組むものとする。

エ 品種・技術と産地・実需者等とのマッチング活動

品種・技術と生産者・実需者とのマッチング（事業者への製品の販売を希望する産地と、産地からの製品の購入を希望する事業者の双方に対し、相互に関する情報を提供することをいう。以下同じ。）を図るために必要な生産者・実需者への訪問、意見交換会・現地交流会の開催等の活動に取り組むものとする。

（２）産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立

本要綱別表１の６のイに掲げる取組は以下のアからエまでのとおりとし、全て取り組むこととする。

なお、（１）において取り組んだ内容が以下のアからエまでの取組で求める内容

を満たす場合には、該当する取組に取り組んだものとみなすことができるものとする。

また、取組の具体的かつ詳細な実施方法・内容等を定めるための検討会等については適宜開催するものとする。

ア 品種・技術の実需者ニーズ等適応性試験

品種・技術について、実需者ニーズ等に応じた形態・品質等の農畜産物の確保に向けた栽培実証試験、成分分析、加工適性試験等の必要な試験・評価等を実施するものとする。

イ 生産性向上・経営改善効果分析

品種・技術の導入による生産性向上効果の測定、生産者の経営改善効果の分析等を実施するものとする。

ウ 産地として導入を進めるべき品種・技術の選定

アの取組で得られた情報及び（１）で実施した取組結果等を踏まえ、産地として導入を進めるべき品種・技術の選定等に係る検討会を開催するものとする。

エ 導入を進めるべき生産技術の確立活動

産地として導入を進めるべき品種・技術の活用方法や今後の展開方策等について実需者等の視点も踏まえた検討を行うため、実需者・生産者・事業実施主体のほか、必要に応じて６次産業化プランナーや試験研究機関研究員等の関係者による情報交換・共有等の活動に取り組むものとする。

（３）新品種・新技術の普及等に関する手引きの作成

ア 本要綱別表１の６のウに掲げる取組については、（１）及び（２）の取組結果に基づき、実需者ニーズに合った形態・品質等の農畜産物を確保するための工夫・調整の内容や生産された農畜産物が産地・市場に受け入れられるための関係者の連携・情報共有等の状況を含む新品種・新技術の普及等に関する手引きを作成するものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施期間が終了したときは、アの手引きを電子媒体により地方農政局長に提出するものとする。

ウ 地方農政局長は、アの手引きを生産局長に提出するものとする。

エ 事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

２ 補助対象経費

（１）品種・技術の特性把握等に向けた検討会の開催

検討会を開催するための会場借料、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、専門員が行う検討に必要な資料の収集や調査のための旅費、資料作成費、消耗品費等

（２）品種・技術の特性把握及び実需者ニーズ等適応性試験

現地実証試験等を行うための実証・改良費、機械改良費、成分分析費、実証・改良等に要する圃場・機械や機器等の借上費、加工適性試験等を行うための原材料費、取組の一部に係る委託費、役務費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、導入効果・分析・評価等に係るデータ等の取りまとめに係る賃金・給与・報酬・職員

手当等、資料作成費、消耗品費等

(3) 栽培・技術マニュアルの作成

事業実施主体が行う印刷製本費、試験研究機関の専門家等の執筆謝金、資料購入費、消耗品費等

(4) 生産者・実需者の意向・ニーズ等調査

事業実施主体が行う生産者・実需者等の意向把握に係るアンケート実施等のための資料作成費、専門員が聞き取り調査を行うための旅費、通信運搬費、消耗品費等

(5) 品種・技術と生産者・実需者とのマッチング活動

専門員が生産者・実需者を訪問するための旅費、意見交換会・現地交流会等を開催するための会場借料、助言等を求める専門家等の委員旅費・謝金、資料作成費、消耗品費等

(6) 生産性向上・経営改善効果分析

生産性向上効果の測定及びデータ等の取りまとめに係る賃金・給与・報酬・職員手当等、資料作成費、生産者の経営改善効果の分析に係る助言等を求める専門家等の委員旅費・謝金、資料作成費等

(7) 産地として導入を進めるべき品種・技術の選定

検討会を開催するための会場借料、助言等を求める専門家・有識者等の委員旅費・謝金、資料作成費、消耗品費等

(8) 導入を進めるべき生産技術の確立活動

生産者・実需者等関係者間の情報交換・共有を図るための検討会等の開催に要する会場借料、資料作成費、消耗品費等

(9) 新品種・新技術の普及等に関する手引きの作成

手引きの作成のための検討会等の開催に要する会場借料、資料作成費、消耗品費等

3 補助要件

本要綱別表1の6の事業実施主体の欄に規定する中間事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものに限るものとする。

(1) 事業対象品目の農畜産物を加工・業務用等の材料として生産者から購入する能力を有すること

(2) 事業対象品目の農畜産物を食品製造業者等の需要に合わせた数量、品質、形態等で供給を行う能力を有すること

(3) 加工・業務用等の需要対応のため、産地の指導及び育成に取り組む能力を有すること。ただし、応募団体が当該能力を有しない場合でも、産地指導等を実施する者として、都道府県等の当該能力を有する者を事業実施体制の中に位置付ける場合には、能力を有するものとみなすこととする。

(4) 次のいずれかであること

ア 卸売事業者

イ 卸売事業者で構成される協議会

ウ 卸売事業者を含む複数食品製造業者等で構成される協議会

エ 食品製造業者等及び品種・技術を導入しようとする生産者で構成される協議会

オ 食品製造業者

4 成果目標の設定

- (1) 成果目標は、目標年度において「1つ以上の新品種・新技術等について、産地・実需者のニーズ等を反映した生産技術が確立・導入されている」こととする。
- (2) 成果目標の目標年度は、事業実施計画に定めた事業最終年度の翌年度とする。

5 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は次のとおりとする。

(1) 導入目的

- ア 産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立から取り組む計画であるか。
- イ 事業を実施する都道府県内において、これまでに（事業応募前年度時点）、普及していない品種・技術であるか。
- ウ 応募者以外が開発した品種・技術を対象とする取組であるか。
- エ 最新農業技術・品種に選定されている品種・技術であるか。
- オ 省エネ対策・地球温暖化に対応する品種・技術を活用する取組であるか。

(2) 実施体制

- ア 実施体制の中に、産地指導を担当する機関又は者が位置付けられており、技術的課題に対して対応することができる研究機関等の協力機関又は協力者等が参画しているか。
- イ 事業対象品種・技術の導入を想定する産地・生産者等が明確に想定されているか。
- ウ 産地・生産者とマッチングする実需者が明確に想定されているか。
- エ 栽培・技術実証方法が明確に想定されているか。
- オ 構成員として、産地（生産者）及び実需者が含まれており、さらに幅広い関係者で構成されることが想定されているか。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1（1）に基づき、別添1により生産体制・技術確立支援事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、地方農政局長に提出するものとする。

2 事業の承認

- (1) 地方農政局長は、予算の範囲内で、本要綱本体第6の1（1）の事業実施計画の承認を行うものとする。
- (2) 地方農政局長は、（1）により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、本要綱本体第6の1により事業実施計画の承認を受けた年度から翌年度までの2年以内とし、承認を受けた事業実施計画に定めた期間内とする。

第4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添2により事業の結果、成果等を地方農政局長に報告するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添3により自己評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。

(2) 地方農政局長は、本要綱本体第8の1(4)に基づき、別添4により事業評価の結果を速やかに公表するものとする。

第5 その他

1 次の取組は、助成の対象としない。

(1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 特定の個人又は法人の資産形成若しくは販売促進につながる取組

(3) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

(4) 販売促進のために宣伝活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 環境制御施設等を導入又はリース導入する場合において、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）等は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

別添 1（第 3－1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち生産体制・技術確立支援の事業実施計画の（変更）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）第 6 に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

※ 関係書類として別添 1－1 及び別添 1－2 の事業実施計画書を添付すること。

1. 新品種・新技術等の特性把握

2. 産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立

持続的生産強化対策事業のうち

生産体制・技術確立支援事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 ～ 令和 年度 （ 年目）

事業実施主体名：

令和 年度事業実施計画 〔生産体制・技術確立支援〕

I 事業実施主体

事業実施主体名		
代表者名 (※ i)		
協議会構成員 (組織・団体等名) (※ ii)		
事業実施担当者(事務局担当者)連絡先	フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒
事業会計担当者連絡先	フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒

※ i) 都道府県及び市町村以外の場合に記載する。
 ※ ii) 協議会形式で事業を実施する場合に記載する。

II 事業で取り組む新品種又は新技術等の概要

作物名	品目名	品種名又は技術名及び特性等の概要
		☐ 省エネ対策 ☐ 温暖化対策 ☐ 産地営農体系革新計画 ☐ 輸出事業計画 ☐ 指定棚田地域 ☐ 上記のいずれにも該当しない (注 1) 品種名又は技術名を記載した上で、開発者、開発年及び普及状況を記載する。品種又は技術の内容に関する資料を収集している場合は当該資料を添付する。 (注 2) 品種名又は技術名とは別に、審査対象を判断するために「省エネ対策」「温暖化対策」「産地営農体系革新計画(策定)」「輸出事業計画(認定)」「指定棚田地域(指定)」「上記にいずれにも該当しない」の該当箇所の□にレを記入する。
		上記品種又は技術に取り組む理由
		(注) 品種又は技術を選定した経緯・理由等を記載する。

Ⅲ 事業実施年度及び事業実施期間

事業実施年度 (当該年度)	令和 年度	事業実施期 間 (全体計画)	令和 年度～令和 年度
------------------	------------	----------------------	-----------------------

Ⅳ 事業実施体制

事業実施体制（フロー図を含む） （注）連携・協力体制、役割分担、事業の調整や進行管理などの方針を記載する。
産地指導を担当する機関又は者の名称
会計年度任用職員の氏名・所属等 （注）本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員について記載する。

Ⅴ 事業の実施方針及び事業計画の内容

1 事業の実施方針 （注）現状の課題（新品種等に取り組む経緯・背景等）等を踏まえ、事業実施の全体計画と進め方等について記載する。
2 事業計画の内容 1 年目（令和 年度）
（1）新品種・新技術等の特性把握
【検討会の開催】
【品種・技術の特性把握】
【栽培・技術マニュアルの作成】
【産地・実需者の意向・ニーズ等調査】
【品種・技術と産地・実需者等とのマッチング活動】
（2）産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立
【検討会の開催】
【品種・技術の実需者ニーズ等適応性試験】
【生産性向上・経営改善効果分析】
【産地として導入を進めるべき品種・技術の選定】
【導入を進めるべき生産技術の確立活動】
（3）新品種・新技術の普及等に関する手引きの作成

※ 1) 取組 2 年度目以降の提出の際は、過年度の事業実績も記載する。 ※ 2) 各取組ごとに具体的内容、実施場所、事業量及び事業費について記載する。	
(事業実施のスケジュール)	
令和 年 月 月	
3 事業の成果目標：	
成果目標について の考え方	(注) 設定した成果目標について、具体的にどのような状態を目標とするのか記載する。

VI 産地（生産者）リスト

(注) 想定する産地（生産者）等を記載する。予定している具体的な生産者がいる場合には、産地名、取組農家数等を記載する。

VII 実需者リスト

(注) 想定する実需者の形態を記載する。予定している具体的な実需者がいる場合には、その名称、業態（業種）名等を記載する。
--

VIII 栽培・技術実証、成分分析、加工適性試験等の計画概要

(注) 実証ほの設置所在地名、箇所数、面積等を記載する。成分分析や加工適性試験等の具体的な実施項目、実施場所（委託機関等）、事業量等を記載する。
--

IX 産地・実需者等のマッチング活動の実施手法及びマッチング活動の目標

(注) マッチング活動の主な取組内容、実施手法及びマッチングの目標を記載する。

X 生産技術の確立に向けた連携体制の概要

1. 活動計画
(注) 生産技術の確立に向けた関係機関・団体等のコーディネート活動、関係者による情報・意見交換等合意形成のための取組内容を記載する。

2. 構成員	
組織・団体等名称	役割等

※想定する生産技術確立のための連携体制等について記載する。
※中核となる者が分かるように記載する。

X I 活動の評価と改善の方法

1. 評価体制・手法
2. 評価に対する改善

X II 経費の配分及び負担区分

取組年度	区分	総 事 業 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備考
			国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
令和 年度		円	円	円	円	

X III 事業完了予定（又は完了）令和 年 月 日

X IV 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

事業実施経費

(単位：円)

費 目	令和 年度	経費の必要性と当該事業との関連性
事業費		
(内 訳)		
旅 費		
(内 訳)		
謝 金		
(内 訳)		
賃 金 等		
(内 訳)		
役 務 費		
(内 訳)		
委 託 費		
(内 訳)		
備 品 費		
(内 訳)		

雑 役 務 費		
(内 訳)		
合 計		

- (注) 1. 「内訳」欄は、各費目の使途が分かるように記入してください。
2. 補助金申請額が本事業に要する事業費を下回る場合（事業実施主体の自己負担がある場合）には、補助金申請額の上段に括弧書で事業費を記入してください。
3. 「合計」欄には、各費目の合計額を記入してください。また、事業内容総括表の「補助金申請額」欄と金額の整合がとれているかを必ず確認してください。
4. 謝金、報酬等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
5. 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）を添付してください。
6. その他地方農政局等が必要と認める資料を添付してください。
7. 給与・報酬・職員手当等についても、「賃金等」の欄に記入してください。

生産体制・技術確立支援
事業実施計画（生産技術確立プロセス）

事業実施主体名

I 事業の実施方針

1	事業の実施方針及び事業計画の概要 (注) 現状の課題（新品種等に取り組む経緯・背景等）等を踏まえ、事業実施の全体方針と進め方等について記載する。		
2	事業計画の概要（年度別）		
	1 年目（令和 年度）		
	2 年目（令和 年度）		
3	事業の成果目標：		
	成果目標についての考え方	(注) 設定した成果目標について、具体的にどのような状態を目標とするのか記載する。	
	目標年度	令和 年度	

II 全体事業費の見込み（年度別）

取組年度	主な取組事項	事業費	備考
1 年目 (令和 年度)		円	
小計			
2 年目 (令和 年度)			
小計			
合計			

別添 2（第 4－1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち生産体制・技術確立支援の事業実施状況報告書

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林
水産事務次官依命通知）第 7 に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添 2－1 の事業実施状況報告書を添付すること。
2 事業実施状況報告書は事業実施計画書に準じて作成すること。

	1. 新品種・新技術等の特性把握
	2. 産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立

持続的生産強化対策事業のうち

生産体制・技術確立支援事業実施状況報告書

事業実施年度： 令和 年度 ～ 令和 年度 （ 年目）

事業実施主体名：

令和 年度事業実施状況報告 〔生産体制・技術確立支援〕

I 事業実施主体

事業実施主体名		
代表者名 (※ i)		
協議会構成員 (組織・団体等名) (※ ii)		
事業実施担当者(事務局担当者)連絡先	フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒
事業会計担当者連絡先	フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒

※ i) 都道府県及び市町村以外の場合に記載する。

※ ii) 協議会形式で事業を実施する場合に記載する。

II 事業で取り組む新品種又は新技術等の概要

作物名	品目名	品種名又は技術名及び特性等の概要
		(注) 品種名又は技術名を記載した上で、開発者、開発年及び普及状況を記載する。また、品種又は技術の内容に関する資料を収集している場合は当該資料を添付する。
		上記品種又は技術に取り組む理由
		(注) 品種又は技術を選定した経緯・理由等を記載する。

Ⅲ 事業実施年度及び事業実施期間

事業実施年 度 (当該年度)	令和 年度	事業実施期 間 (全体計画)	令和 年度～令和 年度
----------------------	------------	----------------------	-----------------------

Ⅳ 事業実施体制

事業実施体制（フロー図を含む） （注）連携・協力体制、役割分担及び事業の調整や進行管理などの方針を記載する。
産地指導を担当する機関又は者の名称
会計年度任用職員の氏名・所属等 （注）本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員について記載する。

Ⅴ 事業の実施状況及び事業の内容

1 事業の実施状況 (全体概要)
2 事業の内容
1 年目（令和 年度）
(1) 新品種・新技術等の特性把握
【検討会の開催】
【品種・技術の特性把握】
【栽培・技術マニュアルの作成】
【産地・実需者の意向・ニーズ等調査】
【品種・技術と産地・実需者等とのマッチング活動】
(2) 産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立
【検討会の開催】
【品種・技術の実需者ニーズ等適応性試験】
【生産性向上・経営改善効果分析】
【産地として導入を進めるべき品種・技術の選定】

【導入を進めるべき生産技術の確立活動】

(3) 新品種・新技術の普及等に関する手引きの作成

※) 取組2年度目以降の提出の際は、過年度の事業実績も記載する

VI 当該年度の取組の総合評価

--

VII 当該年度における成果目標の達成状況

--

VIII 今後の課題と翌年度計画への反映状況又は今後の対応方針

--

別添 3（第 4－2（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち生産体制・技術確立支援の評価報告（令和 年
度）

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林
水産事務次官依命通知）第 8 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添 3－1 の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

生産体制・技術確立支援に関する事業評価シート

取組メニュー名	
事業実施主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
目標年 (令和 年)	
改善計画実施結果	
(令和 年)	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

(注)

- 1 「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
- 2 「成果目標の達成状況」については、記載の根拠となる資料を添付すること。
- 3 「改善計画実施状況」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 4 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。

2 事業の成果品等

(注) 事業実施の成果品（報告書等）等の事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別添 4（第 4－2（2）関係）

生産体制・技術確立支援に関する事業評価票

事業実施 主体名	新品種・新技術 等 の内容	事業実施 初年度	成果目標の 具体的な内容	成果目標の達成状況		具体的な取組内容	地方農政局長等の意見
				基準年 (計画策定時) 令和 年	目標年 令和 年		